

一般社団法人日本フロアボール連盟

日本代表選手・スタッフの選考に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)を代表する選手(以下「日本代表選手」という。)及びスタッフの選考等に関し必要な事項を定め、透明性、公平・公正性のもと確実にを行うことを目的とする。

(権限)

第2条 日本代表選手を選考する最終的な権限は、役員会にある。役員会は、選手・スタッフの選考及びその手続きについて、フロアボール部門及び強化委員会に委譲し、最終的な選手・スタッフの選考結果については役員会への報告事項とする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、日本代表選手・スタッフの選出手続きにおいて適用する。

2. この規程で対象となる大会は、国際大会派遣規程で定める各カテゴリーの日本代表選手・スタッフの選出手続きにおいて適用する。

(選考要件)

第4条 日本代表選手となるには、最低限、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 日本国籍を有し、本連盟のB登録会員である選手
 - (2) 日本代表の活動を優先することのできる選手
 - (3) 所属クラブから承認をもらっている選手
 - (4) 日本代表行動規範を遵守する選手
2. ヘッドコーチ(以下「HC」という)・コーチ・スタッフは、次の何れかの要件を満たすものとする。
- (1) HCはクラブに属していないこと。
 - (2) 国際大会派遣規程で定める大会に、HC・コーチ・スタッフとして参加の経験があること。
 - (3) フロアボール競技に関する知識と経験を有し、本連盟の定めるコーチングライセンスを有していること。
 - (4) スタッフとして、必要な技能、能力及び資格(トレーナー等)を有していること。
 - (5) フロアボール部門が適任者として推薦し、本連盟役員会が認めるもの。
 - (6) 本連盟のB登録会員であること。但し、トレーナー等の特殊なスタッフについてはこの限りではない

(選手の選考について)

- 第5条 日本代表の選手選考に関しては、HCが中心となり、コーチ、強化委員会と共に選考し、フロアボール部門の承認を得て、役員会に報告する。
2. 世界選手権等予選大会通過後の世界選手権等大会への選手選考については、HC・コーチ・スタッフの意向を尊重するものとする。
 3. 日本代表選考委員会の委員に代表候補選手の1親等以内の親族が含まれる場合、当該カテゴリーの選考をおこなう委員会への参加はできないものとする。
 4. 日本代表選考委員会の委員に代表候補選手と同クラブのコーチ・スタッフが含まれる場合、当該カテゴリーの選考をおこなう委員会への参加はできないものとする。

(HC、コーチ、スタッフの選考について)

- 第6条 HC・コーチ・スタッフは、強化委員会が選考し、フロアボール部門の承認を得て、役員会に報告する。
2. 選考委員会の委員にHC・コーチ・スタッフ候補者の1親等以内の親族が含まれる場合、委員会で選考の透明性、公平・公正性が担保できるかの協議をおこない、当該委員の参加可否を検討する。
 3. 選考委員会は、HC・コーチ・スタッフ候補者の利害関係者およびHC、コーチ等スタッフ候補者を除く。
 4. 役員会が選任したHC・コーチ・スタッフ候補者に委嘱に関する条件を提示し、就任に関する折衝を行う。
 5. HC・コーチ・スタッフ候補者が委嘱に関する契約書や諸条件等を理解し合意に達したとき、本連盟と候補者は就任に関する契約書を締結する。

(HC、コーチ、スタッフについて)

- 第7条 第4条2(1)の期間については、役員会に承認された日または選考会や代表練習が始まる1ヶ月前の早い日からとし、事業報告(決算報告を含む)が役員会に承認された日までとする。
2. 本連盟の役員でないこと。但し、役員会の承認があった場合には認めるが、役員としての業務に支障がないこととする。

(変更)

- 第8条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。

この規程は、2024年6月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。